

会 議 録

会 議 の 名 称		平成28年度川島町情報公開及び個人情報保護審議会
開 催 日 時		平成29年2月8日（水） 午後3時00分～4時15分
開 催 場 所		川島町役場小会議室
議 題		<p>(1) 会議の公開等について</p> <p>(2) 協議、報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度と町の取り組みについて</li> <li>・川島町個人情報保護条例の改正案について</li> <li>・情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について</li> </ul> <p>(3) その他</p>
公開・非公開の別		公 開
非 公 開 の 理 由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	後藤 務、中島 好則、佐々木 美代子、爲谷 健一 森田 智博、三井 俊秀
	事務局職員	総務課 宇津木 康明、江間 裕一、喜多川 真
配 布 資 料		<p>次 第</p> <p>資料1 川島町情報公開及び個人情報保護審議会委員名簿</p> <p>資料2 マイナンバー制度と町の取り組みについて</p> <p>資料3 川島町個人情報保護条例新旧対照表</p> <p>資料4 平成28年度 川島町情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況</p>

## 審議会等の内容・概要

### 1 開会

### 2 あいさつ 三井会長

### 3 議事

#### (1) 会議の公開について

・会議の公開については、個人情報を含む内容の審議ではないことから、公開と決定した。

・会議録の記録方法及び会議録署名委員の指名について

・会議録の記録方法については、発言者の名前は記載せず、発言内容ごとに要点記録とすることとし、会議録署名委員については、会長の指名により、佐々木美代子委員及び爲谷健一委員に決定した。

#### (2) 協議、報告事項

##### ○マイナンバー制度と町の取り組みについて

事務局より、資料2に基づき、町におけるマイナンバー制度の取り組み状況について説明。

町では、①特定個人情報保護評価の実施、②川島町個人情報保護条例の改正、③独自利用条例（川島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例）の制定を行った。

今後、平成29年7月から導入予定である情報提供ネットワークシステムにより、提供されるサービスの時期及び内容等について説明。

**【委員】** マイナポータルを利用する際に必要なICカードリーダーは、どこで入手できるのか。また、町では何人くらいが個人番号カードを作成しているか。

**【事務局】** 家電量販店等で、数千円で販売されており、個人で入手していただく必要がある。個人番号カードについては、担当課である町民生活課に確認したところ、約1,800人から申請があり、約1,600人が交付済みである。

**【委員】** 情報提供ネットワークシステムについて、町と民間企業との連携はどういったことが考えられるか。

【事務局】現在、税金の徴収業務では、個人口座の残高照会を行っており、システム運用後はこれらの業務がスムーズに行えるようになると思う。

【委員】マイナポータル内に掲載されている個人情報について、パソコンを持たない人から、自分自身の掲載情報について何が掲載されているか開示請求が増えるのではないかと。その際は請求を町で受けるか。

【事務局】地方公共団体情報システム機構は、システムの管理は行っているが、町で受けるのが現実的だと思う。

【委員】通知カードを紛失した場合、マイナンバーはどのように確認できるか。

【事務局】町民生活課で再発行の受付を行っている。他人の個人番号カードを悪用しようとしても、それだけですぐに何かできるわけではないが、不安であれば、マイナンバーの変更も可能である。また、マイナンバーの確認のみであれば、住民票にマイナンバーを記載し発行することもできる。

#### ○川島町個人情報保護条例の改正案について

事務局より、資料3に基づき、条例の一部改正案について説明。

- ・個人情報の定義に、個人識別符号について加える。
- ・要配慮個人情報、匿名加工情報について定義を加える。

【委員】第2条第12号の要配慮個人情報について、「人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害の事実等」の「等」は何を指すのか。

【事務局】要配慮情報を広く汲み取るためだと思うが、現時点では確認できていない。

【委員】第6条第2項の「要配慮個人情報を収集等する時には」の「等」は何を指すのか。

【事務局】収集等については、第2条の定義の中で「収集、保管及び利用」としている。

#### ○情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

事務局より、資料4に基づき、平成28年度の請求件数等について説明。

【委員】請求のうち、入札書類に関しては、ホームページ等に掲載し、積極的に開示していくべきではないか。

【事務局】入札結果については公表しているが、請求された案件は積算内訳書であり、データ量も多いことから現在は公表していない。

【委員】結果については公表しても問題ないが、見積については企業情報に該当する

ため、相手方の同意が必要であったと思う。

【委員】見積り合わせについて、ホームページ等で積極的な公表はできないか。

【事務局】見積り合わせについては、件数も多くホームページ等の対応はできていない。

【委員】自己情報で件名「面談時の記録」とあるが、自己情報の開示なのか。


【事務局】町と複数名の面談であり、面談者の中に請求者が含まれている。情報公開では個人情報全て不開示になるが、自己情報であれば請求者本人の部分は開示されるため、自己情報の開示請求となった。

【委員】請求の件名について、何の書類なのか記入が足りないものがある。自己情報のNo.3は「(〇〇の申請時に添付されていた) 上尾総合リハビリテーションセンターの判定書」となるのが本来である。

#### 4 その他 事務局から事務連絡

【事務局】委員の任期が平成29年3月31日で切れる。改めて、委員の委嘱をお願いさせていただくので、引き続きご協力いただきたい。

#### 5 閉会

署 名	為谷 健一 
	佐々木 美代子 